

## 1. 受験資格特例教習について

2022年5月13日施行の改正道路交通法により、二種免許を取得する際に必要な受験資格要件について、『受験資格特例教習』を受講することにより特例的にそれらの受験資格要件を引き下げることができるようになりました。

受験資格特例教習には以下の3つの課程があり、それぞれ受講する課程により引き下げられる受験資格要件が異なります。

### 受験資格特例教習を受講することにより

現行の普通二種免許取得要件・・・21歳以上、普通免許保持3年以上



#### 年齢課程（現行21歳以上）

取得要件のうち年齢要件を**19歳以上**に引き下げることができます。

（技能4時間・学科3時間）

#### 経験課程（現行3年以上）

取得要件のうち普通免許などの運転経験年数要件を**1年以上**に引き下げることができます。

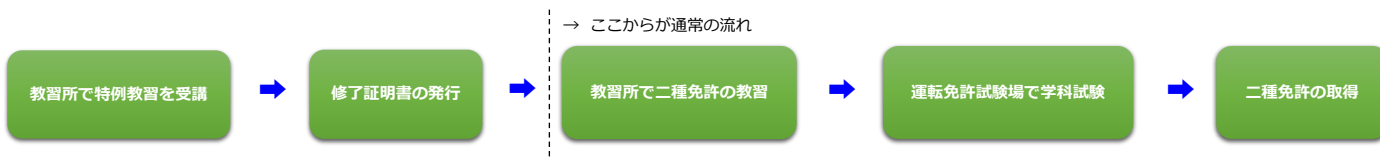
（技能27時間・学科2時間）

#### 年齢・経験課程

年齢要件と経験要件を同時に引き下げることができます。

（技能31時間・学科5時間）

### 免許取得までのながれ



## 2. 若年運転者期間について

特例教習を修了し、二種免許等を取得した方への安全対策として、本来の免許取得年齢（二種免許は21歳）に達する日まで『若年運転者期間』が設定されます。

期間中に違反点数が3点以上となった場合は若年運転者講習が義務付けられ、受講の拒否もしくは受講後に再び違反点数が3点以上となった場合、**特例を受けて取得した免許が取り消されます。**（普通免許は取り消しになりませんが、本来の免許取得年齢まで再取得はできません。）

